

農林水産委員会議録 第八号

（一一七）

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 吉田 公一君

理事 石津 政雄君

理事 菊池 長右門君

理事 野田 国義君

理事 宮腰 光寛君

理事 石山 敬貴君

理事 打越あかし君

笠原多見子君

京野 公子君

佐々木隆博君

玉木雄一郎君

道休誠一郎君

中野渡詔子君

福島 伸享君

山田 正彦君

河井 克行君

齋藤 健君

森本 哲生君

北村 誠吾君

武部 勤君

丹羽 秀樹君

西 博義君

吉泉 秀男君

佐々木隆博君

仲野 博子君

森本 知裕君

高橋 伸享君

小山 健一君

金子 祐一君

石田 拓君

高橋 伸享君

小山 健一君

要な限度において、養蜂業者に対し、ミツバチの飼育状況に関し報告を求め、またはその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、ミツバチの飼育状況もしくは巣箱・書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができます。

なお、この法律は、平成二十五年一月一日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

養ぼう振興法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○吉田委員長 お諮りいたします。

養ぼう振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、明二十日水曜日午前八時二十分理事会、午前八時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時九分散会

養ぼう振興法の一部を改正する法律案

養ぼう振興法の一部を改正する法律
〔本号末尾に掲載〕

部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

養蜂振興法

第一条中「法律は」の下に「養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み」を加え、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ぼう群」を「蜂群」に、「はちみつ及びみつろう」を「蜂蜜・蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物に改める。

第二条中「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第三条の見出し中「養ぼう業者」を「蜜蜂の飼育」に改め、同条第一項中「業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ぼう業者」という。）」を「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同項に次のただい書を加える。

ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するため蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼさぬがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第三条第一項第二号中「ぼう群数」を「蜂群数」に改める。

第三条第二項中「前項の届出事項に關し」を「第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に」に改め、「こぎは」の下に「農林水産省令の定めるところにより」を加え、「前項の都道府県知事」を「同項の都道府県知事」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

〔蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等〕

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業

より、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

第四条の見出し中「転飼養ぼう」を「転飼養蜂」に改め、同条第一項中「養ぼう業者」を「養蜂業者」に改め、同条第二項中「ぼう群数」を「蜂群数」に改め、同条第三項に付する」に改める。

第十一条中「第三条第一項の規定に違反した者」を「第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者」に、「一円」を「十万円」に改め、同条第十四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第六条」を「第七条」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 「養ぼう業者」を「養蜂業者」に、「養ぼう業者」を「養蜂業」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「養ぼう」を「養蜂」に、「みつ源」を「蜜源」に、「ぼう群数」を「蜂群数」に改め、同条第二項中「ぼう群配置」を「蜂群配置」に、「転飼養ぼう」を「転飼養蜂」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項及び第二項中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

〔蜜蜂の適切な管理〕

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

第六条 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知する。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知する。

第八条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（報告及び立入検査）

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第四条の見出し中「転飼養ぼう」を「転飼養蜂」に改め、同条第一項中「養ぼう業者」を「養蜂業者」に改め、同条第二項中「ぼう群数」を「蜂群数」に改め、同条第三項に付する」に改める。

第十一条中「第三条第一項の規定に違反した者」を「第三条第一項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者」に、「一円」を「十万円」に改め、同条第十四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第六条」を「第七条」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 「養ぼう業者」を「養蜂業者」に、「養ぼう業者」を「養蜂業」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「養ぼう」を「養蜂」に、「みつ源」を「蜜源」に、「ぼう群数」を「蜂群数」に改め、同条第二項中「ぼう群配置」を「蜂群配置」に、「転飼養ぼう」を「転飼養蜂」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項及び第二項中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

〔蜜蜂の適切な管理〕

第五条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

第六条 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

（施行期日）

1 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

適用については、なお従前の例による。

理由

近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂の振興を図るため、養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を養蜂業者のはか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るために都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年六月二十七日印刷

平成二十四年六月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局